

安心生活創造推進検討会 第3回議事次第

日時：平成22年9月10日（金）

14:00～16:30

場所：三田共用会議所 大会議室（C～E）

1. 開 会
2. 地域福祉推進市町村連絡会議（平成22年7月26日、27日）報告
3. 国土交通省「賃貸集合住宅における拠点整備等に関する取組について」
4. 「集合住宅・ニュータウン型」地域福祉推進市町村の取組について
5. その他
6. 閉 会

《配付資料》

- 資料1 安心生活創造事業推進検討会メンバー構成について
- 資料2 地域福祉推進市町村連絡会議報告
- 資料3 国土交通省資料
- 資料4 横浜市資料
- 資料5 論点整理
- 参考資料1 安心生活創造事業の概要
- 参考資料2 地域福祉課長通知「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について」

安心生活創造事業推進検討会構成メンバー

1. 推進検討会委員

1	井上英之	慶応義塾大学総合政策学部専任講師	7	小田切徳美	明治大学農学部教授
2	土屋幸巳	富士宮市福祉総合相談課参与	8	中村美安子	神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科准教授
3	永田久美子	認知症介護研究・研修東京センター副部長	9	野中博	医療法人社団博腎会野中医院院長
4	林 芳繁	全国地域包括・在宅介護支援センター協議会会長	10	前田和彦	高知県産業振興推進部地域づくり支援課課長補佐
5	宮城 孝	法政大学現代福祉学部教授	11	村田幸子	福祉ジャーナリスト
6	森 貞述	介護相談・地域づくり連絡会代表	12	和田敏明	ルーテル学院大学大学院教授

2. オブザーバー

1	厚生労働省健康局総務課地域保健室
2	厚生労働省老健局振興課
3	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域移行・障害児支援室
4	厚生労働省社会・援護局総務課
5	全国社会福祉協議会地域福祉部長 野崎吉康
6	中央共同募金会企画広報部長 島村糸子
7	日本生活協同組合連合会福祉事業推進部長 山際淳
8	全国労働者共済生活協同組合連合会経営企画部国際課課長 横溝大介
9	財団法人さわやか福祉財団政策提言プロジェクトリーダー 加藤昌之

平成22年度地域福祉推進市町村連絡会議日程表

月日	時間	内容	
7月 26日 (月)	13:00	開会	
	13:00-13:10	社会・援護局長挨拶	
	13:10-13:15	事務連絡	
	13:15-13:45	行政説明(厚生労働省)	
	13:45-15:45	パネルディスカッション ～安心生活を生涯継続するために～ ・コーディネーター:ルーテル学院大学大学院教授 和田敏明氏 ・パネリスト:秋田県湯沢市 福祉保健部福祉課福祉施設法人化推進室参事兼室長 佐藤博氏 大阪府豊中市社会福祉協議会 地域福祉課長 勝部麗子氏 横浜市栄区公田町団地自治会 会長 大野省治氏 (株)ヤマト運輸 クロネコメンバーズ戦略部部长 佐藤英明氏	
	15:45-16:00	休憩	
	16:00-16:45	関係団体の取組説明 (16:00-16:15 ・全国社会福祉協議会 地域福祉部長 野崎吉康氏 16:15-16:30 ・中央共同募金会 企画広報部長 島村糸子氏 16:30-16:45 ・日本生活協同組合連合会 組織推進本部福祉事業推進部部长 山際淳氏	
	16:45-17:15	関係省庁の取組説明 (16:45-16:55 ・総務省 地域力創造グループ地域自立応援課課長補佐 徳大寺祥宏氏 16:55-17:05 ・国土交通省 住宅局住宅総合整備課住環境整備室企画専門官 武井佐代里氏 17:05-17:15 ・経済産業省 商務情報政策局商務流通グループ流通政策課課長 高橋直人氏	
	17:15	事務連絡	
	18:30～	情報交換会	
7月 27日 (火)	9:30-13:30	テーマ別分科会 (9:30-9:40 分科会の進め方について(厚生労働省から説明) 9:40-10:30 各市町村の現状説明(各市町村5分程度) 10:30-13:30 質疑応答・意見交換・論点整理・発表内容のまとめ ※各グループごとに適宜1時間の休憩	
	13:30-14:30	各分科会からの発表	
	14:30-15:00	総括:神奈川県立保健福祉大学 中村美安子氏	
	15:00	閉会	

平成22年度 地域福祉推進市町村連絡会議報告

パネルディスカッションでの和田先生のまとめ

- 安心生活創造事業は、対象者を掘り起こし、さらに有償の仕組みを導入することによって、新しい利用者と新たな担い手を掘り起こしている。
- 新しい仕組みを創り出す創造的な事業であり、利用者のニーズに基づいて取り組む事業である。
- 行政、社協、住民、専門職、民間企業がそれぞれの立場で力を活かし合って取り組む事業である。

総括コメントでの中村先生のまとめ

- 地域福祉関係者の関心は、担い手の育成や仕組みづくりに重点が置かれやすく、利用者について丁寧に把握する視点は弱くなりがちである。
- 安心生活創造事業は、必要な基盤支援をしっかりと提供できるように、利用者の視点から、地域のサポートを再構築しようとする事業である。
- そのためには、利用者をよく知ること、利用者像を豊かに持てるようにすることが重要で、担当者は自ら利用者を訪問する機会をもつなど、常に利用者のニーズに敏感に反応できるようにすることが必要である。

賃貸住宅における拠点整備等に関する取組について

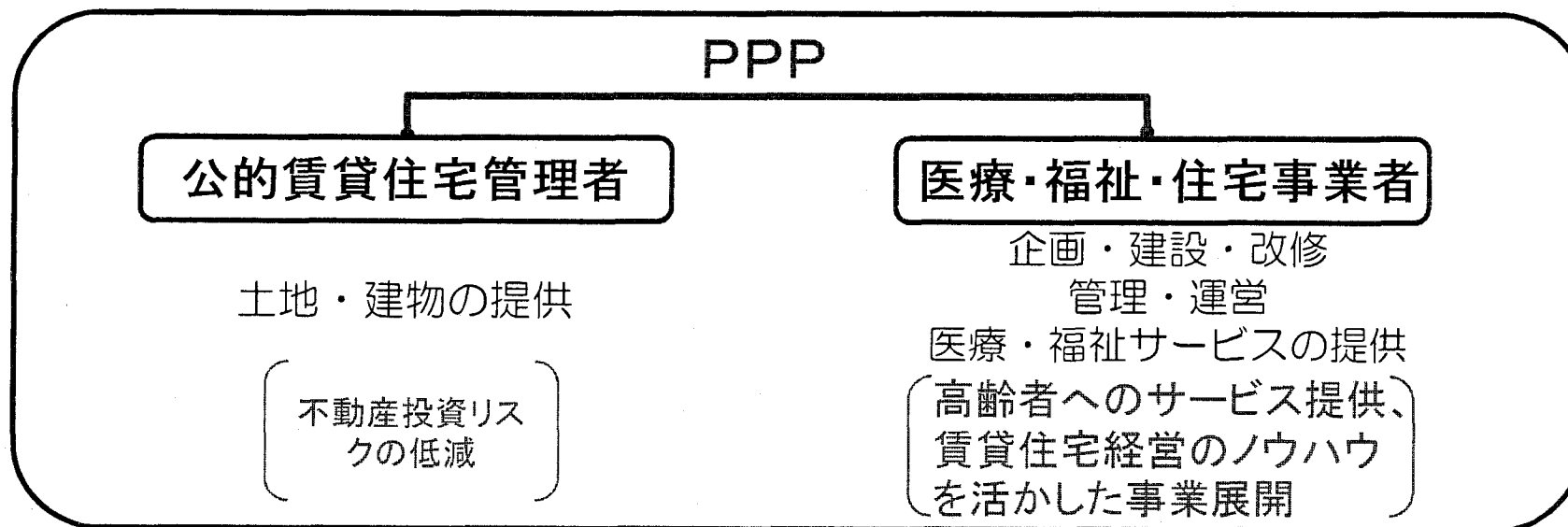
平成22年9月10日
国土交通省住宅局

公的賃貸住宅団地ストックを活用した PPPによる「高齢者の住まい」の整備

— 公的賃貸住宅管理者と民間事業者によるパートナーシップ —

PPPによる公的賃貸住宅活用型「高齢者の住まい」の供給促進

公的賃貸住宅の既存の住棟や、建替え事業等により生じた土地を活用し、医療・福祉・住宅関係事業者が連携して、団地や周辺地域の高齢者世帯を対象にした「高齢者の住まい」の供給をPPPにより促進。



■公的賃貸住宅の活用のタイプ

既存住棟の再生・改修タイプ

既存の住棟を再生・活用して、高齢者の住まいや医療・福祉施設等への転用

具体事例:

ルネッサンス計画2
大阪府営御池台2丁目住宅

建替え事業等により生じた土地活用タイプ

建替え事業により生じた土地を活用し、高齢者の住まいや医療・福祉施設等を誘導

具体事例:

アートヒル高根台
シティーコート二子玉川
熊本県営健軍団地

既存住棟の再生・活用タイプ (具体事例①:UR住棟ルネッサンス事業)

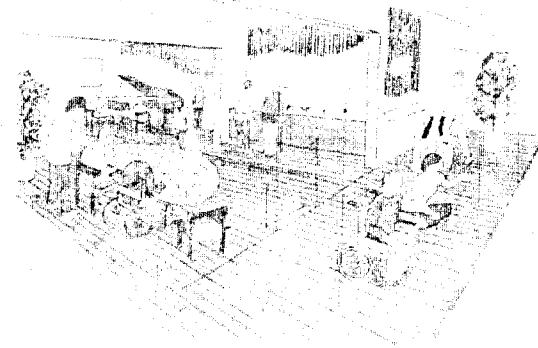
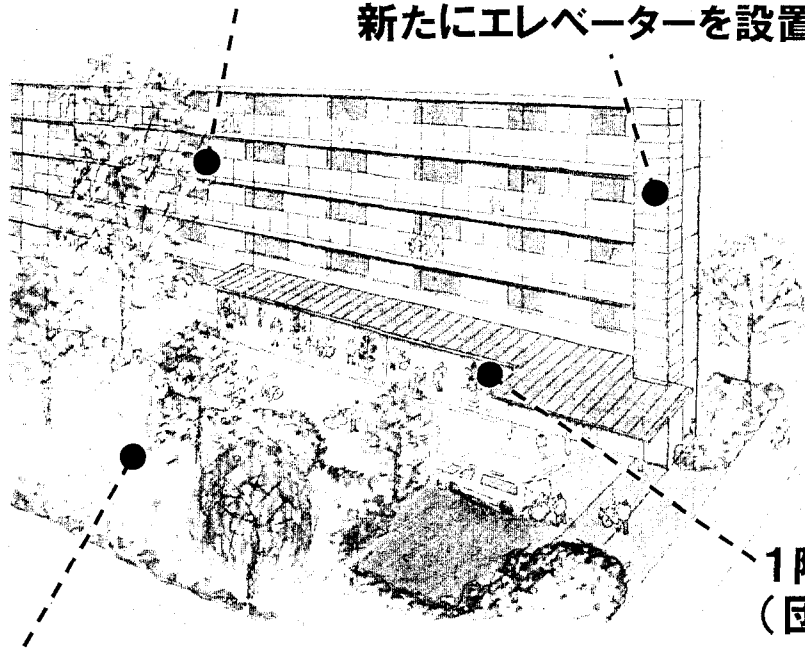
＜UR団地:多摩平(東京都日野市)・ひばりヶ丘(東京都東久留米市・西東京市)・東綾瀬(足立区)＞

- ・居住者が移転した後の住棟について、住棟単位で民間事業者に譲渡又は賃貸。
- ・民間事業者の創意工夫により多様な住宅や子育て・高齢者施設等として再生・活用。
- ・多摩平団地、ひばりヶ丘団地、東綾瀬団地にて事業提案募集を実施。既存住棟の活用により多世代の交流・共生を目指した提案が多数。

＜UR住棟ルネッサンス事業のイメージ＞

2階以上をケア付き
住宅として活用

新たにエレベーターを設置



1階をデイサービス施設や保育スペース等へ転用
(団地や周辺地域の住民が利用)

団地の緑豊かな空間

※パースは、イメージの一つであり、現行の関連法令で可能な範囲での改修に限る。

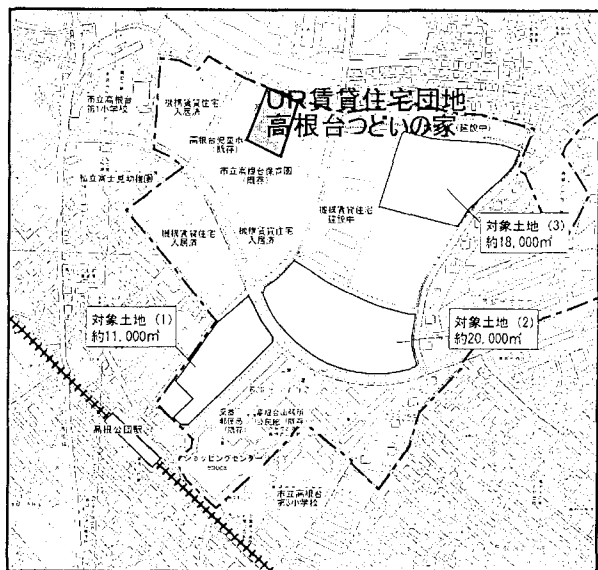
建替え事業等により生じた土地活用タイプ(具体事例①・高根台つどいの家)

<UR団地:アートヒル高根台(千葉県船橋市)>

- ・UR賃貸住宅団地の建替えによって生じた土地を民間事業者に譲渡し、高齢者専用賃貸住宅、介護施設等を整備

<施設概要>

- ・高齢者専用賃貸住宅(自立型・介護型)
- ・小規模多機能型居宅介護
- ・グループホーム
- ・訪問介護事業所
- ・食堂(昼食時周辺開放)



<団地諸元>

- 敷地面積: 44.7ha
- 従前管理戸数: 4,608戸
- 管理戸数: 2,822戸(平成20年度末)

<施設関係諸元>

- ・事業者 (株)生活科学運営
- ・敷地面積 約3,610㎡
- ・延床面積 約3,451㎡
- ・構造規模 RC造、5階建
- ・開設時期 平成21年6月

フロア構成

- 5階 10室
- ▶ 4階 11室 高専賃(自立型)
- 3階 11室
- ▶ 2階 25室 高専賃(介護型)

- 特別に高齢者のための
- グループホーム
 - 小規模多機能型居宅介護(泊まり)

- 小規模多機能型居宅介護(通い)
- 訪問介護事業所
- 居宅介護支援事業所
- 食堂 ●多目的スペース



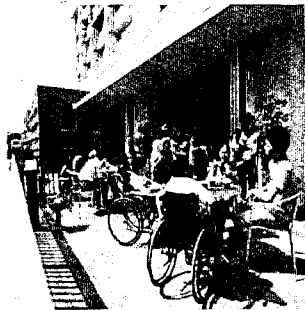
高根台つどいの家外観

☆自治会要望による多目的スペースの設置
☆地元配食事業者を自治会へ相談し誘致

建替え事業等により生じた土地活用タイプ(具体事例③:健軍くらしささえ愛工房)

〈熊本県営住宅:健軍団地(熊本市)〉

- ・建替えとあわせて県営住宅の1階に地域の福祉・交流拠点「健軍くらしささえ愛工房」を整備。
- ・NPO法人による地域居住支援など、地域住民とのパートナーシップにより運営。

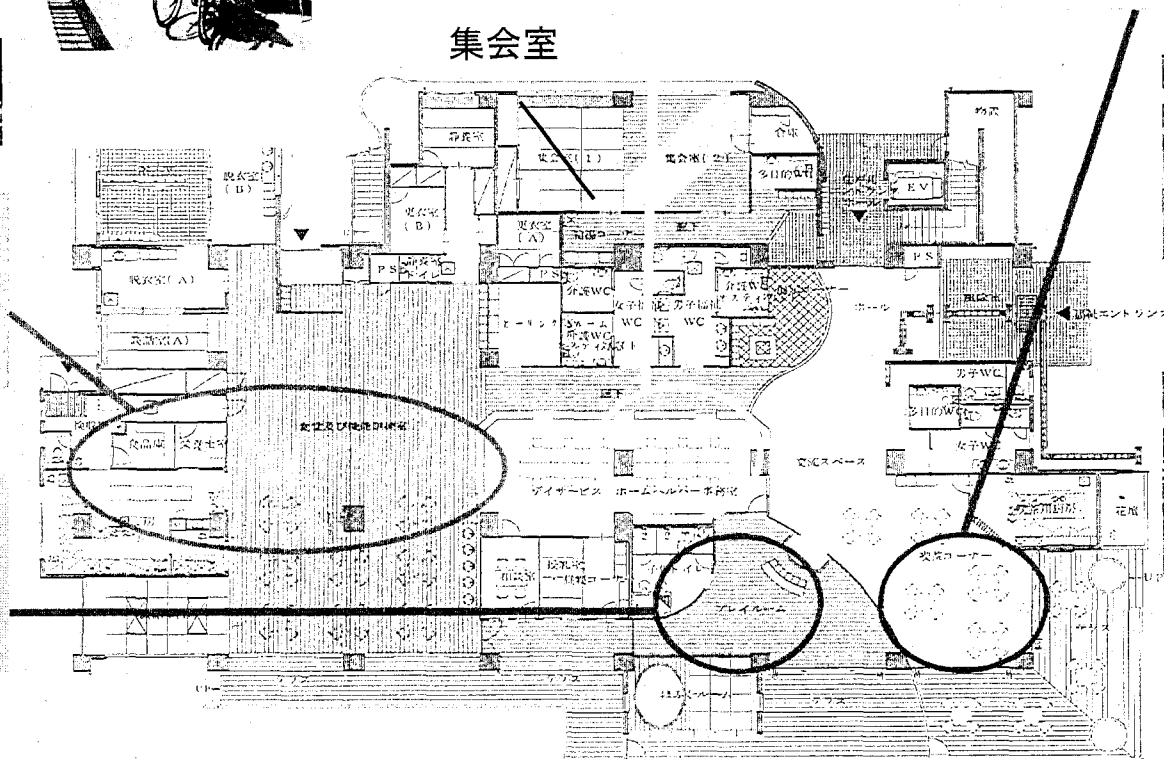


〈健軍団地1階平面図〉

介護相談、生活相談、
子育て相談等の総合的
な相談窓口

障害者が働く喫茶・
軽食サービス事業

集会室



高齢者のデイサービス・
夜間一時預かり・
配食サービス

子育て支援や子育て
支援活動の実施

公的賃貸住宅団地において拠点整備を 促進するための制度

— 高齢者等居住安定化推進事業 —

高齢者等居住安定化推進事業の公募・審査

高齢者・障害者・子育て世帯の居住の安定を確保するための先導的な取組を行う事業者に対して国が直接助成
(平成22年度予算:160億円)

公募内容と審査方法

A **一般部門**
評価委員会による個別審査・評価

・個々の提案内容について評価委員会により評価

A-1 一般部門

ハード・ソフトにおいて先導性の高い提案

(例)

- ・先導性の高い高齢者の住まいの新築・改築
- ・協働型居住の試み
- ・高齢者への安心・見守りサービスの提供
- ・高齢者の住まいに関する情報提供・相談業務
- ・障害者世帯・子育て世帯の居住の安定確保に資する取り組み

B **特定部門**
評価委員会による包括評価

・評価委員会の意見・決定は案件整理
・個別内容については案件ごとの場合と審査員会に諮る

B-1 生活支援サービス付高齢者専用賃貸住宅部門

生活支援サービス付きの高齢者専用賃貸住宅の整備

B-2 ケア連携型バリアフリー改修体制整備部門

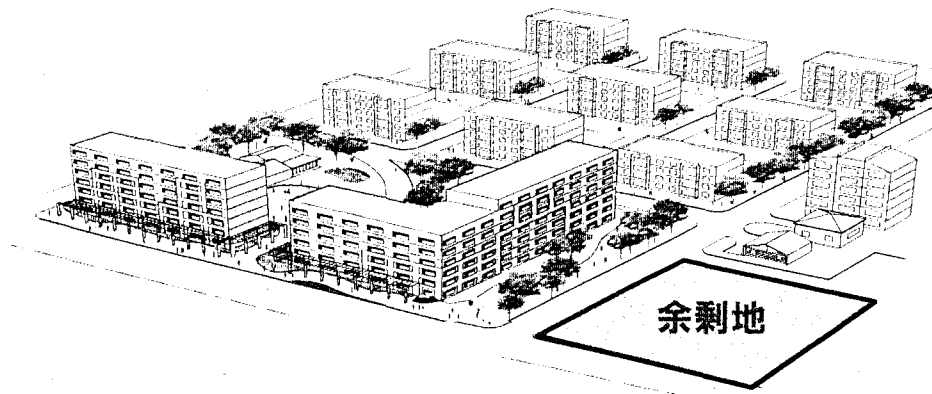
ケアの専門家と設計者・施工者の連携体制により
行われるバリアフリー改修及び体制整備

B-3 公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化部門

公的賃貸住宅団地の福祉拠点化に資する高齢者
生活支援・障害者支援・子育て支援施設の整備

※選定された事業の助成期間は3年間

公的賃貸住宅団地地域福祉拠点化事業のイメージ



<要件>

- 公的賃貸住宅団地内に高齢者生活支援施設等又はグループホームを整備するものであること
 - 地域住民(当該公的賃貸住宅団地居住者を含む)に対して生活相談、介護予防等の取組又はグループホームなど地域密着型のサービス提供を行うものであること
 - 当該公的賃貸住宅団地の管理者が推薦した者であること(住宅管理者自らが公募する場合を除く)
- ※当該公的賃貸住宅団地の管理者は入居者募集上の配慮、バリアフリー化等に努めること

<オプション>

- 高齢者専用賃貸住宅、有料老人ホームを合築・併設する場合は新築・改修費にも補助

<補助率>

- 高齢者・障害者・子育て生活支援施設、グループホーム、有料老人ホーム
新築1/10(上限1,000万円/施設)
改修1/3(上限1,000万円/施設)

※ただし、高齢者居住安定確保計画等に位置づけられる高齢者・障害者・子育て生活支援施設については、補助率を45%/補助限度額を、原則として、団地の戸数に60万円を乗じて得た額又は1億円のいずれか少ない額とする

- 高齢者専用賃貸住宅
新築1/10(上限100万円/戸)
改修1/3(上限100万円/戸)

高齢者等居住安定化推進事業 選定事例(一般部門)

海浜ニュータウン団地のリフォームによる居住安定化

リフォーム相談等の事業を展開をするNPOが、低コストのバリアフリー改修をモデル的に行うとともに、リフォームと生活支援サービスの検証、住宅相談会や住宅関連講座等の情報提供を行う。

- 事業実施予定地 千葉市美浜区高洲・高浜地区を中心とする住宅地
- 代表提案者 NPOちば地域再生リサーチ
- 予定事業期間 平成22年度～平成24年度

before

玄関から丸見えの間取り

選択肢の少ない浴室の改修

手すりの設置

床・壁・天井のパネル重ね張りによる保温性能確保
段差の低い浴槽

手すりの設置

断熱材を用いたトイレの結露防止

浴室の段差

結露の少ないトイレ

床暖房および壁面のパネルによる居室の保温性能の確保

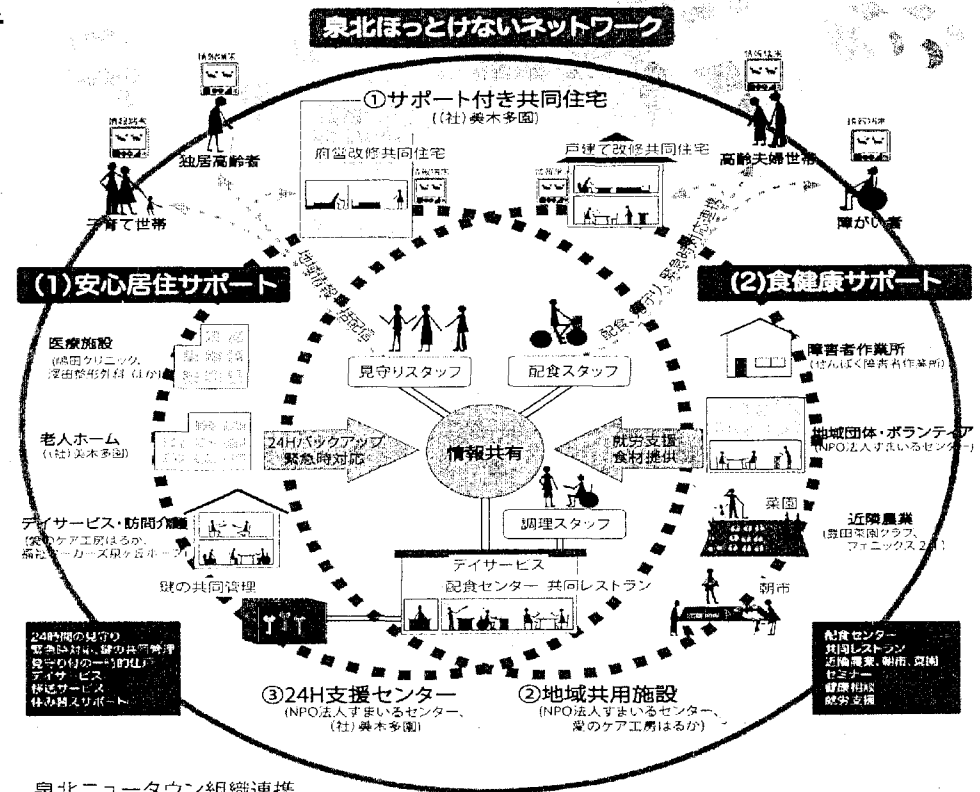
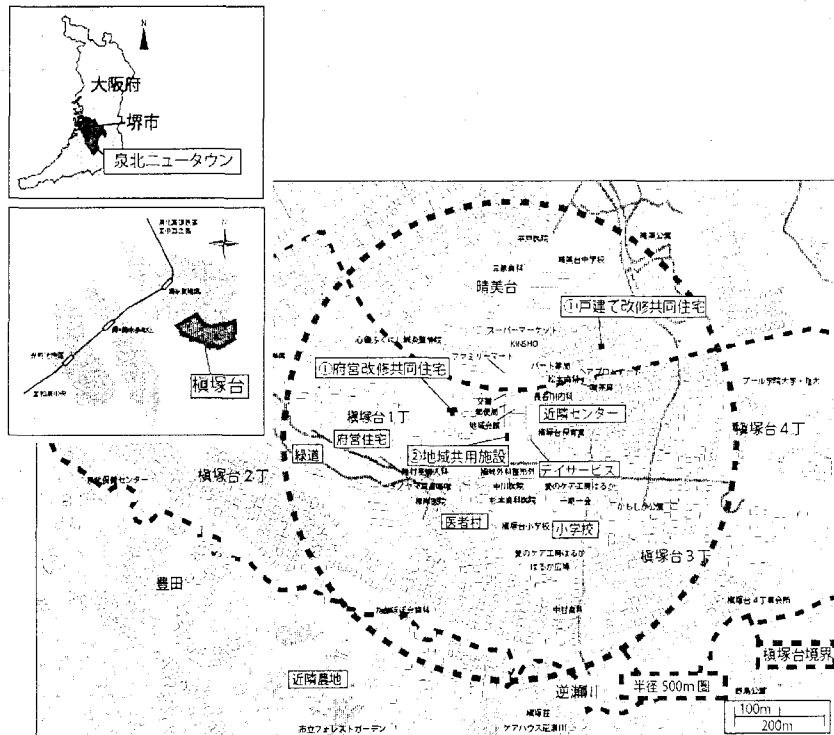
玄関周りのライバシーを確保し、ゆったりとした脱衣所を確保

高齢者等居住安定化推進事業 選定事例(一般部門)

泉北ほっとけないネットワーク・新近隣住区

まちづくり活動を行うNPOが、高齢化が進む大都市近郊大型団地において、空き店舗・住戸を改修し、サポート付き住宅と地域住民も対象とする配食センター・24時間支援センターを整備する。情報端末等を用いて、地域のネットワーク化を図り、生活支援サービス等の検証を行う。

- 事業予定地 大阪府堺市南区榎塚台校区
- 代表提案者 NPOすまいるセンター
- 予定事業期間 平成22年度～平成24年度



泉北ニュータウン組織連携

- | | | | |
|--|---|---|--|
| a. 行政 <ul style="list-style-type: none"> ・ 堺市泉北ニュータウン再生室 ・ 堺市介護保険課 ・ 大阪府住宅まちづくり部 ・ 大阪府福祉部 | b. 専門機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪市立大学生活科学研究科 森研究室・生田研究室 ・ 泉北ニュータウン学舎 福祉部会、環境部会 | c. 自治会、委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 榎塚台校区福祉委員会 ・ 桜区福祉委員会(民生委員) ・ 堺市南区ケアホムの会 ・ みなみかぜスマイルネット ・ 堺市南区同業者団体ネットワーク ・ NPO法人榎塚台助け合いネット ・ 在宅医療ネットワーク | d. 地域団体 <ul style="list-style-type: none"> ・ 豊田菜園クラブ ・ フェニックス2.1 ・ いっちゃんクラブ ・ せんぼく健康者作業所 ・ 生活支援サービスタんぽぽ ・ ヘルプサポートひまわり |
|--|---|---|--|

高齢者等居住安定化推進事業 選定事例(一般部門)

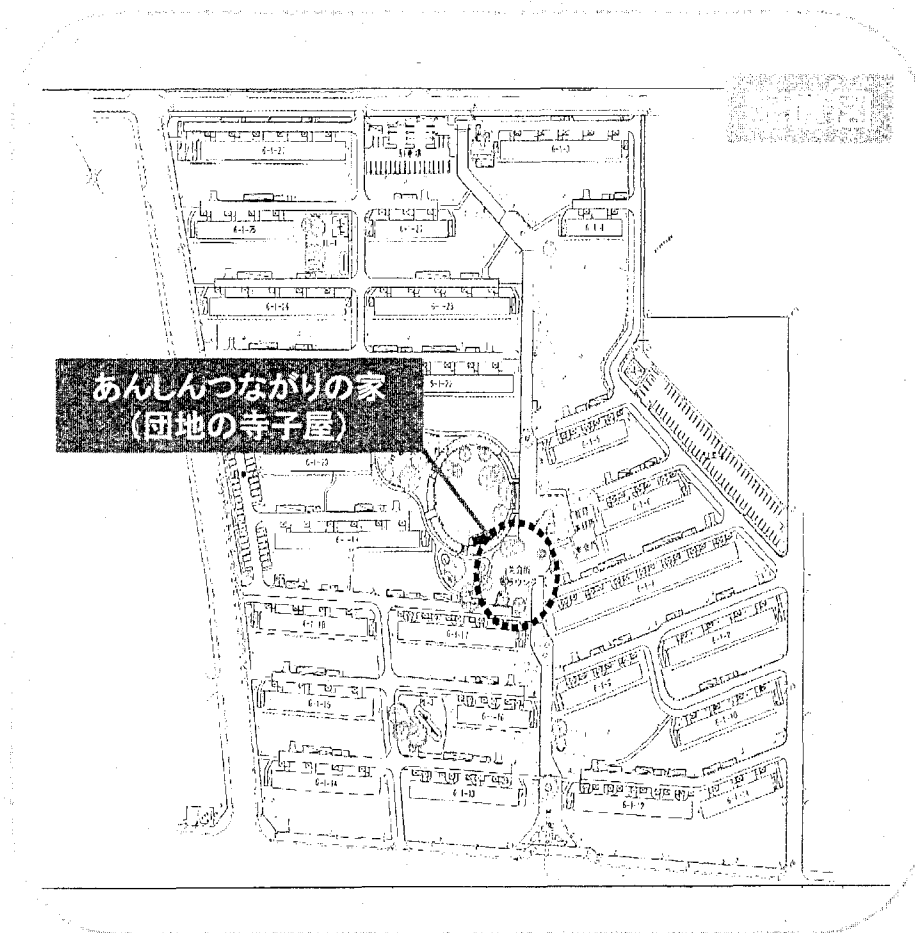
団地居住者が自ら参加できる「見守り・助け合い」、「生きがい」、「多世代交流」の拠点づくり

代表提案者：
龍山団地自治会

■事業予定地 東京都東久留米市

■事業概要

大都市近郊の大規模団地において、既存集会所を改修し、団地自治会が、見守り・助け合いの拠点整備を行い、配食による高齢者の見守り、寺子屋による子どもの見守り、多世代交流、助け合い活動による日常生活支援と社会参加の機会づくりにより、高齢化が進んだ大規模団地の住民自身による地域の活性化を図ろうとするもの。

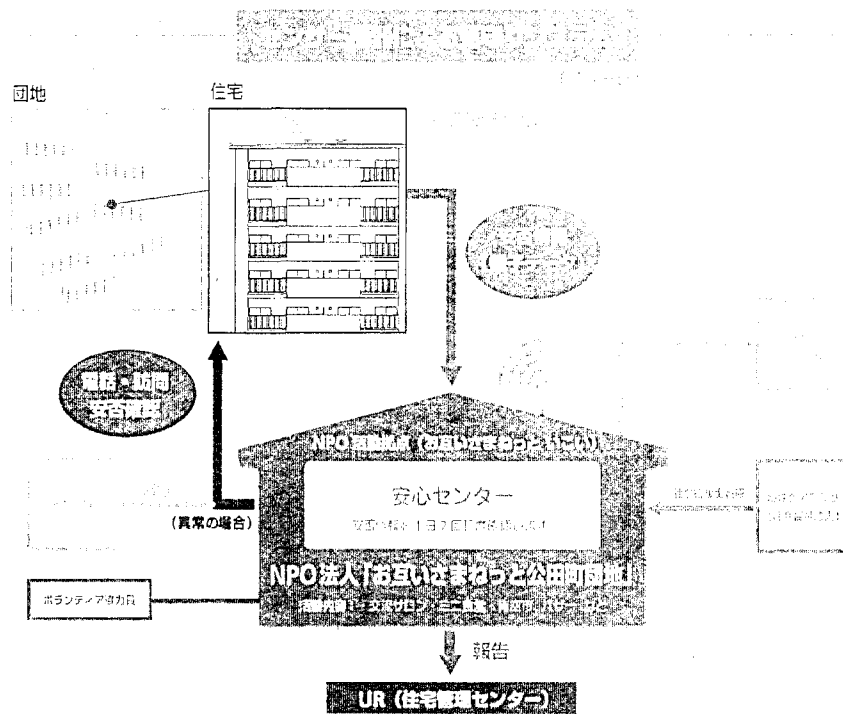


高齢者等居住安定化推進事業 選定事例(一般部門)

見守り安心ネット公田町プロジェクト

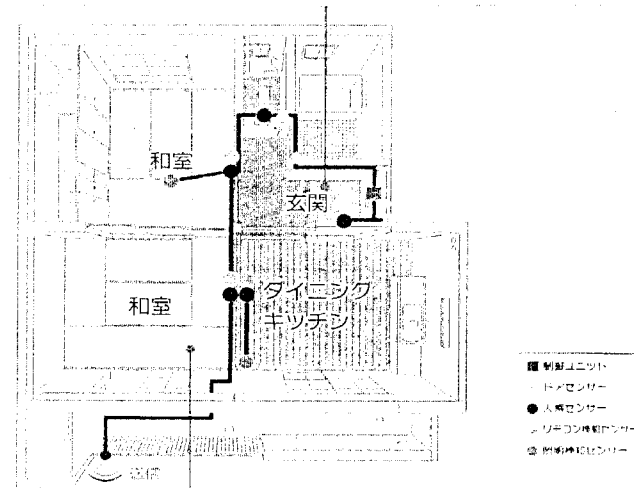
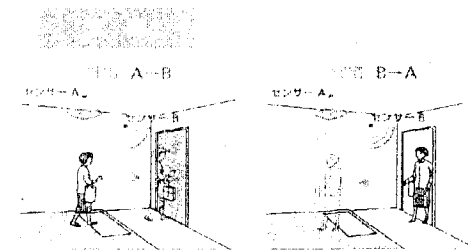
神奈川県横浜市の公田町団地において、URが団地住民(地元NPO)を主体とした団体との連携により、継続的な見守り推進体制を構築するもの。安心居住及び地域の活力向上活動や孤独死予防等のための見守り活動を実施するとともに、その効果を検証する。

- 事業予定地 神奈川県横浜市
- 代表提案者 (独)都市再生機構
- 予定事業期間 平成21年度～平成23年度



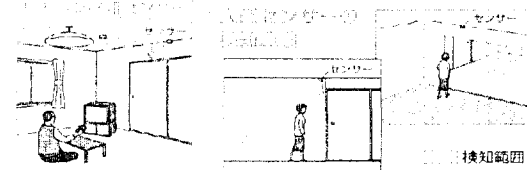
■ 外出センサー

玄関ドアの開閉を検知します。
2つのセンサーを複合化することによって外出又は帰宅を判断します。



居室には人感センサーの他にリモコン検知センサー又は照明検知センサーをあわせて取り付けます。

人が動くと検知します。
テレビのリモコン等の使用で検知します。
照明をつけると検知します。



高齢者等居住安定化推進事業 選定事例

公的賃貸住宅団地
地域福祉拠点化部門

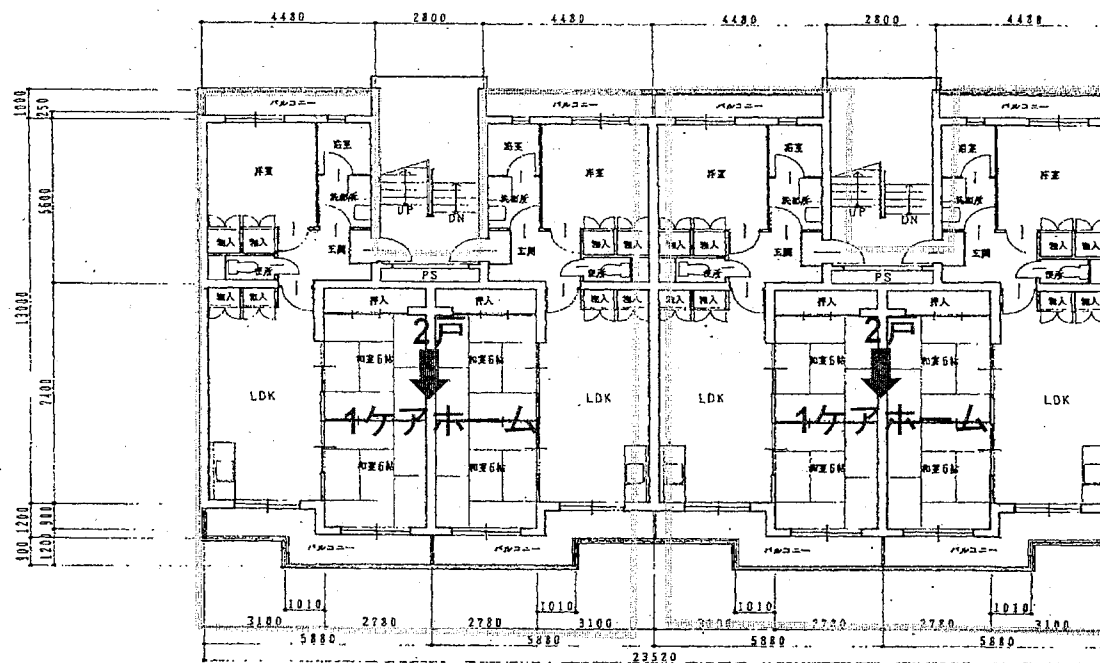
公的賃貸住宅団地(伊丹西野第5住宅)障害者向グループホーム

県営住宅団地(1棟16戸)のうち、4戸を改修し、障害者向けGHとして使用。

- 事業予定地 : 兵庫県伊丹市
- 代表提案者 : 社会福祉法人いたみ杉の子
- 予定事業期間 : 平成22年度～平成23年度

- 改修内容
 - ・浴槽の改修
 - ・給湯機器、空調設備の設置

※1ケアホームあたり定員4～5名



既存建物1階平面図

高齢者等居住安定化推進事業のスケジュール等

スケジュール

平成22年7月	事業説明会の開催(7月16日～全国6都市) 提案申請書電子ファイルダウンロード開始 (http://iog-model.jp/)
平成22年8月	高齢者等居住安定化推進事業の提出期間(8月2日(月)～8月31日(火))
平成22年10月頃	平成22年度第2回高齢者等居住安定化推進事業の事業選定

問い合わせ先(ファクシミリ又は電子メール)

高齢者等居住安定化推進事業評価室

FAX: 03-6268-9029 E-mail: model@swrc.co.jp

提出先

〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-25精和ビル6階
高齢者等居住安定化推進事業評価室 気付

平成22年度高齢者等居住安定化推進事業評価委員会事務局 宛

最新情報のお知らせ

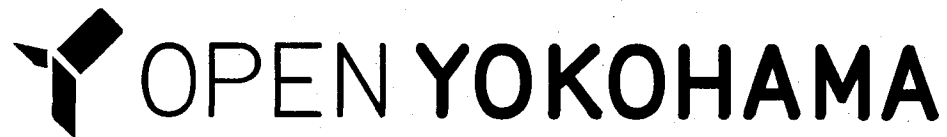
高齢者等居住安定化推進事業ホームページ

<http://iog-model.jp/>

横浜市における安心生活創造 事業の取組と課題

横浜市健康福祉局福祉保健課

戸矢崎 悦子



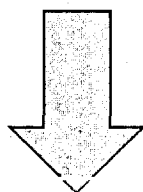
本日の説明内容

- 1 横浜市としての取組
基盤支援候補世帯名簿の作成
- 2 モデル地区の取組から
 - (1) 旭区旭北地区(ニュータウン)
 - (2) 栄区公田町団地(集合住宅)
- 3 課題
地域の自主財源確保
個人情報取り扱い(地域への提供)

1 横浜市としての取組

基盤支援候補世帯名簿の作成

原則1: 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する



住民票の情報と連動した2つのシステムを活用

- ①福祉5法システム(老人福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法・・・48事業)
- ②介護保険システム

候補者の絞込みまで
約3か月を要する
(関係部署の了解
からデータ加工まで)

【対象者条件】

20歳～39歳 世帯人数1名かつ精神保健福祉手帳有りのみ
40歳以上 世帯人数1名または2名すべて

【情報項目】

氏名、住所、性別、生年月日、世帯人数、世帯主名、65歳以上のみの世帯
電話番号(情報があれば)、要介護度(開始日～終了日)、介護保険番号
身体・知的・精神障害者手帳の有無(有→等級)

候補者として・・・

旭北地区

対象者条件に合致

6,582人

(抽出人数全体の28.7%)

うち65歳以上のみの世帯
にすると・・・半減

3,444人

(抽出人数全体の15.0%)

栄区公田町団地

対象者条件に合致

1,061人

(抽出人数全体の54.4%)

うち65歳以上のみの世帯
にすると・・・半減

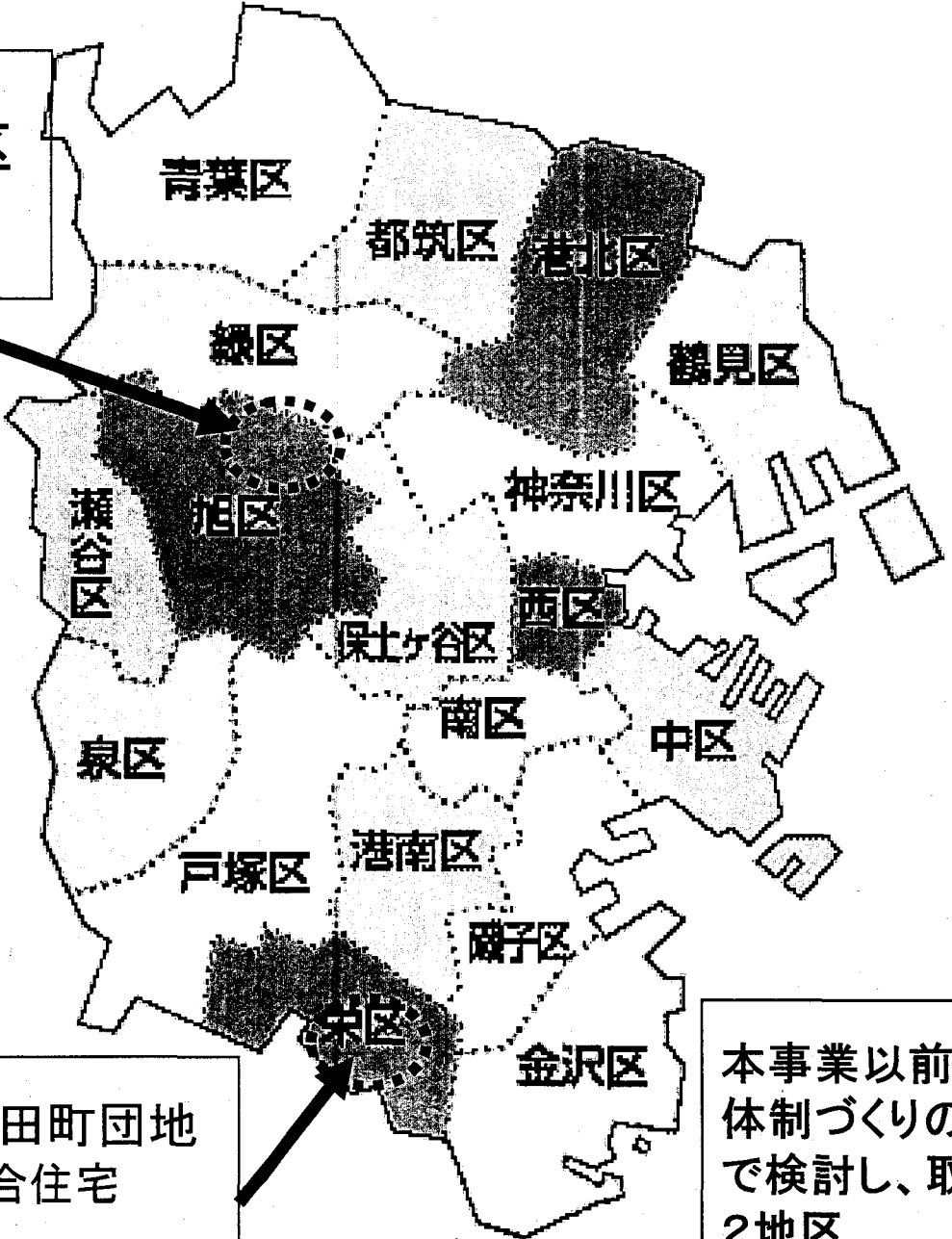
545人

(抽出人数全体の28.0%)

対象者へのアプローチは行政内部で
実施しなければならず・・・
各地区担当の職員は2名

(情報提供の同意がまず必要)
確認まで手が回らず・・・
委託事業者への情報提供が進展しにくい

(1) 旭北地区
旧ニュータウン



(2) 公田町団地
集合住宅

本事業以前から、地区の見守り
体制づくりのあり方を地域と行政
で検討し、取り組みがされていた
2地区

2 モデル地区の概要

(1) 旭区旭北地区(旧ニュータウン)

交通

最寄駅：相鉄線鶴ヶ峰駅(横浜から快速11分)

鶴ヶ峰からバス利用

旭台行き：45本／日 (11分)

ひかりが丘・中山行き：131本／日 (17分)

横浜動物園行き：43本／日(10分)

今宿ハイツ循環：54本／日(10分)

* バス停から徒歩10分程度の居住者が多い。

- 人口:18,905人
- 世帯数:7,605世帯
- 高齢化率:22%(21年9月)
- 24の自治会が活動→旭北地区連合自治会

以下はあくまで推定

- 高齢一人暮らし世帯600世帯(推定 8%)
- 高齢二人暮らし世帯870世帯(推定11.4%)

旭北地区の概況まとめ

- ・最寄り駅から自宅まで20~30分
- ・大手企業の開発による丘陵戸建住宅地
- ・高齢化が進展(旭区平均より高いところも)
- ・旧住民と新住民の混在
- ・坂道、階段が多い
- ・商業施設は幹線道路沿いに集中
- ・広い市街化調整区域

NPO法人「たちばな福社会」

H16年度から地域に根ざした助け合い活動、
拠点運営、介護保険事業を実施

※買い物支援・・・介護保険事業との違いが見
出しにくい

理事長は連合町内会長、地区社協会長も務め
ている

※民生委員・児童委員への依頼がスムーズ

NPOたちばな生活サポートセンター



月～金曜日 9時～17時

○子育て広場

約10～15組の親子が交流

○防犯活動

○防災活動

○安心生活支援拠点

事務所機能(相談対応)

小さいけどフル稼働。

原則1: 基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

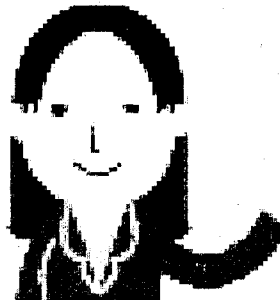
◆ ニーズ把握のための訪問調査を実施

民生委員が把握する対象者候補(可能性も含む)にチーフが同行訪問を実施中。

約160件訪問(H22.7月まで)

他都市で地域包括支援センターの経験を有する社会福祉士(1名)

はじめまして!
ご相談を
お受けします



元事業を担当させていただけです

と申します。

地域の皆様のニーズを聞きながら頑張ります。
よろしくお願ひいたします。

原則2: 基盤支援を必要とする人が もれなくカバーされる体制をつくる

◆地域住民主体のNPOが行政と協働で基盤支援を実施

・チーフ・訪問員の雇用、訪問調査 →実施中

・買物支援はNPOを中心に実施

→他NPOによる買い物代行サービスも含め紹介予定

【背景】

同法人での買い物支援では、介護保険事業者との違いがわかりにくい
(1事業者が独占しているように誤解されるおそれ)

地区・商店街にて朝市としての取組がすでにある

スーパー、商店など地区内に点在(青空市のような取組が難しい)

・行政は、対象者の抽出、同意の取付け、地域住民への広報周知活動拠点の開設・運営支援等を実施

→リストアップは完了だが・・・同意確認のアプローチが困難

2 モデル地区の概要

(2) 栄区公田町団地(集合住宅)

交通

最寄駅: JR大船駅(横浜から15分)

大船駅からバス利用

公田団地行き: 60本/日 (15~20分)

※団地内 バス停2か所

丘陵地一帯が団地のため、随所に坂がある。

- 人口:2,055人
 - 世帯数:1,100世帯
 - 高齢化率:27.5%(21年9月)
 - 高齢一人暮らし世帯 183世帯(16.7%)
-
- 33棟(すべてエレベータなし)
全1,160戸 築40年余りの建物

「NPO法人お互いさまねっと 公田町団地」

栄区公田町団地の町内会役員、民生委員、ボランティア等の地域住民が発起人となり、地域のつながりの再生を目指して、平成21年9月に発足。現在、会員は約130名

理事長は自治町内会長を務めている

理事の中には民生委員・児童委員がいる。

※民生委員・児童委員への依頼がスムーズ

地域ケアプラザの所長が監事。

多目的交流拠点「いこい」

厚生労働省(地域介護・福祉空間整備等交付金)を活用し、平成22年4月に開所。

①安心センター(見守りとセンサー感知情報を管理)

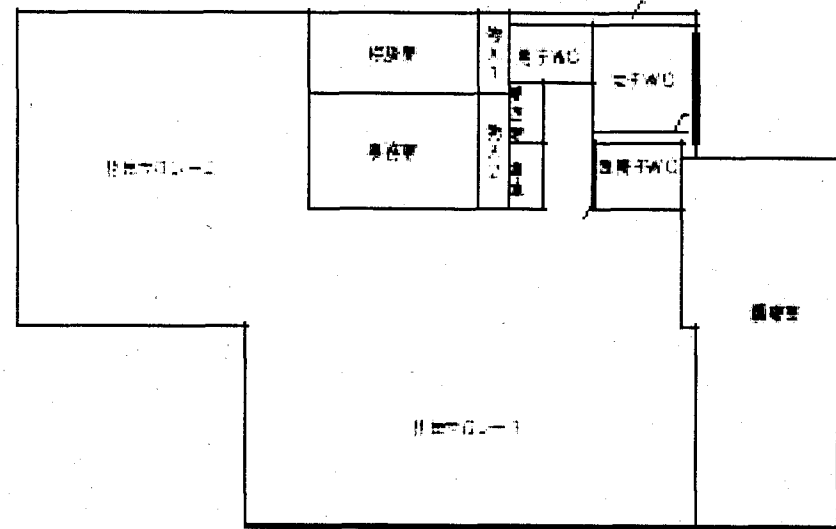
②買い物支援

③見守り・交流(サロン)

面積:216.48m²

④ミニ食堂

(見守りを含める)



月曜～日曜(木曜休み)

午前10時から午後5時まで

原則1: 基盤支援を必要とする人々と そのニーズを把握する

◆ ニーズ把握のための訪問調査を実施

NPO取得以前の自治会活動で見守り希望者を調査。現在、NPO法人として再度アプローチし、同意確認中。



高齢者施設の経験を有する社会福祉士(1名)が「いこい」開設時間内に常駐(木・日除く)し、相談や必要時、訪問。地域ケアプラザとの連絡は、毎日立ち寄り報告。連携がスムーズである。

月1回 区福祉保健センター
職員と定例会

原則2: 基盤支援を必要とする人が もれなくカバーされる体制をつくる

◆地域住民主体のNPOが行政と協働で基盤支援を実施

・チーフ・見守り支援員雇用、訪問・見守り実施中

・買物支援はNPOを中心に実施

◆日常生活用品の物販

お米、トイレットペーパー、洗剤、地方の名産品など

※利用者の声を聞きながら品目選定、若干の利益を乗せて販売

◆青空市(毎週火曜日)

弁当、惣菜、野菜、牛乳(注文販売)など ※若干の利益を乗せて販売
希望者には自宅まで配達。

・行政は、対象者の抽出、同意の取付け、地域住民への広報周知活動拠点の開設・運営支援等を実施

→リストアップは完了だが・・・同意確認のアプローチが困難

2地区の活動を通じての気づき

◆地域住民、NPO法人の見守る対象者

(本人からの同意はなくも)気になる人は、すべて見守りの対象者。新たな対象者を把握。

見守りは、気持があれば誰でもできる。

孤独死は防げないが、孤立や長期間の放置は防げる。

◆ニーズがあれば即、検討

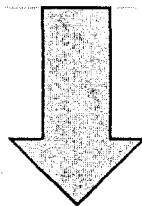
日常生活品、青空市の品物は、利用者の声から検討・販売・実施へ

(食品・生活衛生面の許可申請等を区福祉保健センターへ相談、調整)

3 課題

(1) 地域の自主財源の確保

原則3: 安定的な地域の自主財源の確保に取り組む



非常に難しい

数百万単位

運営費を補てんする継続的な財源がない
(一時的な小金を確保することは模索中)

財源確保の取組例

- (1) NPO法人会費収入 年間2千円×130人
- (2) 賛助会費 一口1万円×5口(以上)
- (3) 多目的拠点「いこい」での物販
米、トイレットペーパー、地方の名産品などを、若干の利益を乗せて販売
- (4) 「いこい」での単発イベント等の貸しスペース代 随時価格設定
(交渉による)
- (5) 「いこい」喫茶売上げ コーヒー1杯100円
- (6) 「いこい」自動販売機売上げ 2台設置
- (7) 取材協力費の徴収 (検討中)
視察・調査研究等の取材時に説明を求められた場合
- (8) 「あおぞら市」での物販
毎週火曜日に弁当、野菜等を、若干の利益を乗せて販売
- (9) 募金箱の設置

地区社会福祉協議会の会費及び 共同募金の地元還元の難しさ

会費

- ・自治会費の徴収とともに
会費の徴収が圧倒的
(自治会加入率の低下)

共同募金

- ・地域の既存活動の財源
- ・1地区(団体)への
多額還元には難しさあり

参考:よこはまの地区社会福祉協議会活動 H21年度版から

1地区社会福祉協議会

平均収入 1,744,656円(H19比較 ▲37,554)

【内訳】 一部のみ抜粋

市社会福祉協議会補助金 50,000 区社会福祉協議会補助金 398,312

自治会・町内会からの助成金 108,675 地区社会福祉協議会独自会費 182,511

区社会福祉協議会会費還元 159,027 その他助成金等 50,682

収益費(バザーなど)60,023 前年度繰越金 573,552 ほか

3 課題

(2) 個人情報取り扱い(地域への提供)

◆あくまで、本人の同意が前提

例 既存事業における課題

本人同意の上での「一人暮らし高齢者等への定期訪問」の継続が難しい

【環境の変化】

- 1 対象者である高齢者(65歳以上)の増加
- 2 訪問以外の手法による地域の見守り活動が増加
- 3 個人情報保護への配慮から地域関係者に情報提供が困難
(結果、新たな対象者の把握ができない)

【事業見直しの理由】

- 1 訪問を拒否する高齢者の存在
- 2 新たな対象者が把握できず、訪問対象者が減少
- 3 個人情報の配慮から複数の地域関係者による活動が困難
(民生委員・児童委員に負担)

◆地域関係者やNPO法人などによる見守り

高齢単身世帯に対して、民生委員・児童委員や近隣住民によるさりげない見守り(※)を実施したり、希望により定期的に訪問して様子をうかがったりすることにより、早めに必要な支援につなげることができる。

このことは親族や近隣住民にとっての安心にもつながる。

※「さりげない見守り」とは・・・

外出する姿を見かけなくなっていないか、ポストに新聞等がたまっていないか、洗濯物が出っぱなしではないか、雨戸が開け閉めされなくなったりしていないか、電気がつけっぱなしになっていないかなど、意図的に対面する戸別訪問以外の方法によるもの。

モデル区でも有効性は明らかに・・・

高齢になって、マンションやアパート等に単身で転入する者は少なくないため、近隣住民がその存在に気づかないこともある。

行政から個人情報の提供がないまま、高齢者本人の「手上げ」や地域住民の努力に委ねるだけでは、真に見守りが必要な者を十分に把握できてはいない。



都市部の
新たな問題

見守りが必要な対象者(本人同意・不同意に関わらず)の情報を個人情報の配慮が可能な地域の方に提供できないか。
(身近な福祉保健活動拠点での閲覧、台帳管理など ともに要検討)

第3回推進検討会論点整理

<委員意見交換の柱>

○「集合住宅・ニュータウン」型の課題

- (1) 集合住宅・ニュータウンにおける対象者把握の方法
- (2) 集合住宅・ニュータウンにおける買い物支援の仕組み（商店街の活性化と地元商店による宅配サービス等）
- (3) 個人情報の共有化と見守り支援活動（専門職間の個人情報共有と地域住民との連携）
- (4) 見守り支援活動における担い手確保策
- (5) 地域の自主財源確保策

○「集合住宅・ニュータウン」型の強みを活かした取組み

- (1) 集合住宅・ニュータウン型地域の強みとは、①集会所等の拠点がある、②自治会活動が活発である、③地域課題を地域住民も理解している、④課題を比較的地域住民と共有化しやすい、⑤保健、医療、介護等の専門的サービスや商店等の活用できる社会資源がある、等が考えられる。
- (2) 集合住宅・ニュータウンにおける課題への対応について、「地域の強み（良さ・特色）」の視点から意見交換する。
- (3) 集合住宅・ニュータウン型地域ならではの取組とは何か
例：①横浜市栄区公田町団地における買い物難民等を支援する「お互いさまネット公田町町団地」の取組
②千葉県松戸市常盤平団地における「まつど孤独死予防センター」の取組
③東京都新宿区戸山団地「都市部における高齢化率50%超の団地」の取組

安心生活創造事業の概要

「安心生活創造事業」について

(平成22年度予算・セーフティネット支援対策等事業費補助金240億円の内数・補助率10/10)

【目的】

厚生労働省が選定する地域福祉推進市町村が、事業の3原則を前提として、一人暮らし世帯等への「基盤支援」(「見守り」・「買物支援」)を行うことにより、一人暮らし世帯等が、住み慣れた地域で安心・継続して生活できる地域づくりを行う。

※「基盤支援」:安否確認や生活の異常等の察知・早期対応といった「見守り」、生活維持に不可欠な「買物支援」

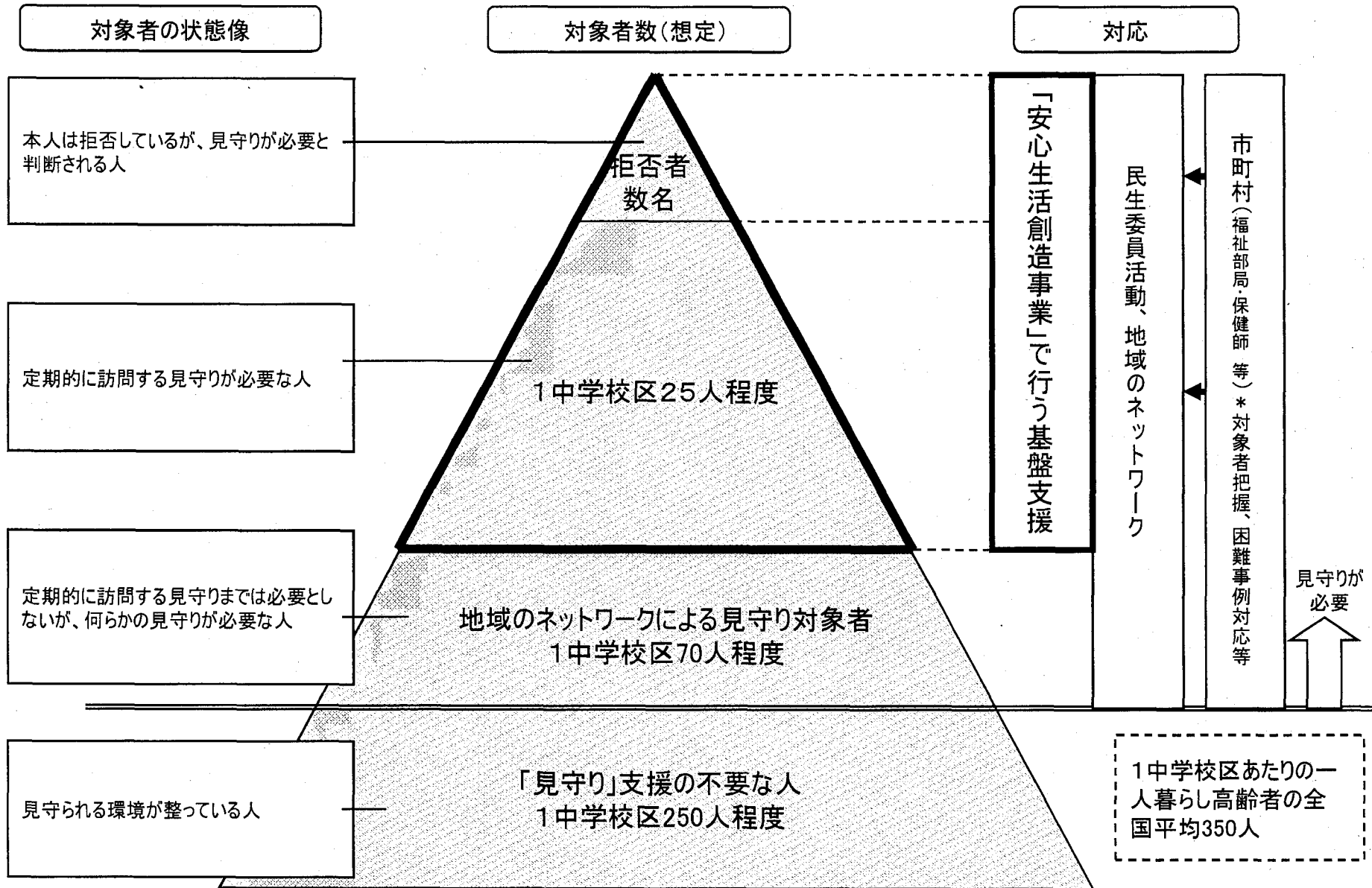
【事業の3原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

【特徴】

本事業実施に当たっての制約は事業の3原則のみであり、各市町村は、自らの地域ニーズを的確に把握して、地域の実情に応じた取組みを自由に企画・実施できる。

基盤支援の対象者のイメージと対応の関係(人口約1万人(1中学校区)の場合)



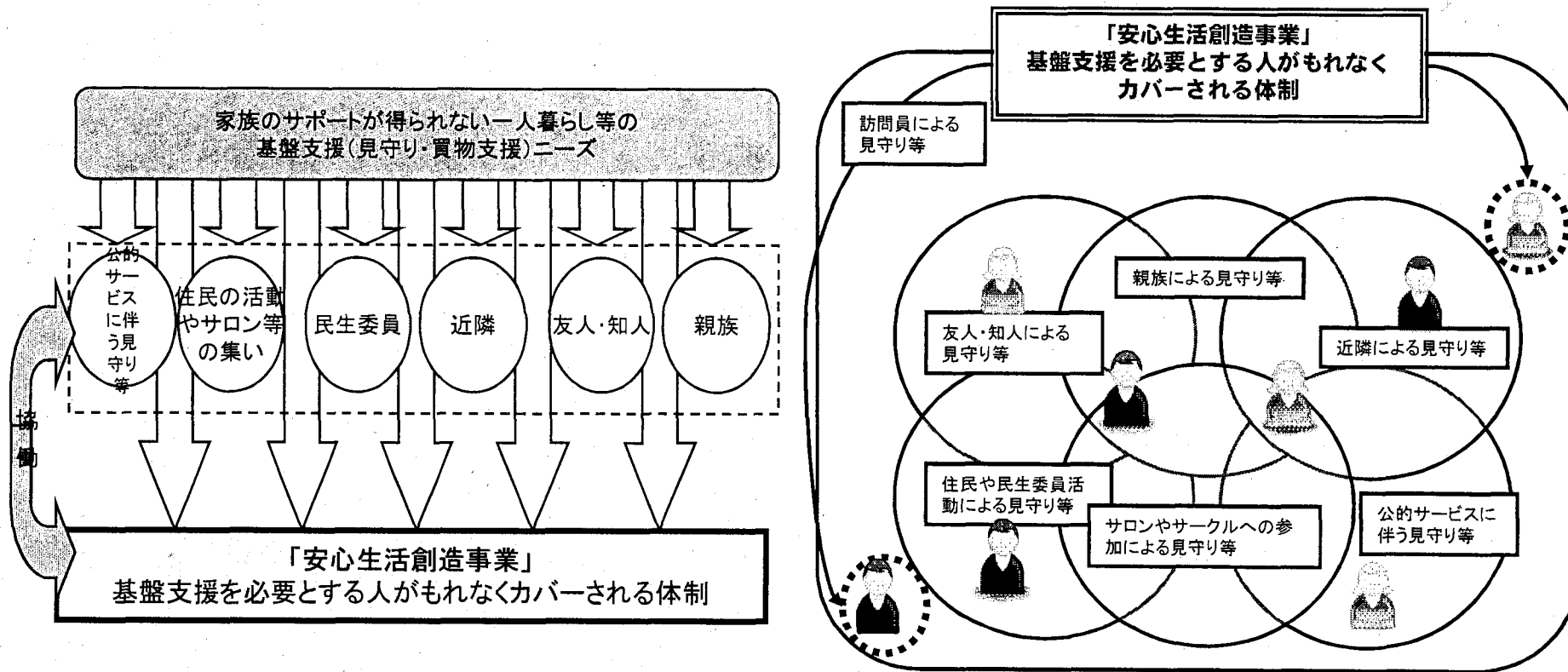
ここでの対象者数は、一人暮らし高齢者について想定。内閣府「平成17年度世帯類型に応じた高齢者の生活実態に関する意識調査」の数字を一人暮らし高齢者数に乗じたもの

家族のサポートが期待できない「一人暮らし世帯等」への基盤支援

ゾーン内がもれなくカバーされる基盤支援(見守り・買物支援)

- 地域では、住民や民生委員による見守りが行われている。
- 今後は更に、基盤支援を必要とする一人暮らし世帯等の増加や、困難なケースに対応できる体制づくりが求められる。
- 「安心生活創造事業」は、住民や民生委員活動などでは対応できない部分を受けとめ、一人暮らし世帯等が地域で安心して暮らすことができるよう、基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくるもの。

「安心生活創造事業」とその他の「見守り」の関係



安心生活創造事業(ton plan)の基本理念

悲惨な孤立死、虐待などを1例も発生させない地域づくり

【事業の三原則】

- ① 基盤支援を必要とする人々とそのニーズを把握する
- ② 基盤支援を必要とする人がもれなくカバーされる体制をつくる
- ③ それを支える安定的な地域の自主財源確保に取り組む

《基盤支援サービスの理念》

基盤支援サービス → 見守り・買物支援

基盤支援とは、悲惨な孤立死、餓死、虐待などを予防する生活(生命)維持のための最低支援

《基盤支援サービスの対象者》

高齢者、障害者のみならず、地域から孤立する可能性があり、定期的な基盤支援が必要なすべての者・世帯

《ニーズの把握》

高齢者、障害者に限定せず、基盤支援サービスの対象者・世帯を徹底的に把握

《マップづくり》

行政及び基盤支援サービス提供者が対象者情報を共有するためのマップや台帳等を作成

《基盤支援サービスの提供》

把握した対象者・世帯へ“もれなく”基盤支援サービスを提供する体制を構築し、実施

※ 地域住民、自治会、民生委員、ボランティア等の参加による日常の見守り体制の構築を含む

《自主財源の確保》

国庫補助3年経過後には、国庫補助以外の自主財源で事業を安定的・継続的に運営

安心生活創造事業・新しい地域福祉社会づくり

○ 公的サービスの限界

- ・少子高齢化、核家族化、団塊世代の高齢化等により、高齢者等の生活支援ニーズは今後さらに増加・多様化
(例:高齢者のみの世帯の電球交換、ゴミ出し、見守り、生活必需品の買い物など)
 - ・高齢者、障害者、低所得者など各種制度では対象者や対象サービスを定めることが必要であり、基準に該当しないニーズへの対応をどうするか
(例:介護報酬対象サービスや要介護認定など)
 - ・少子高齢化社会において支える力(財源・マンパワー)は減少
(稼働年齢層と高齢者層は1対1へと近づく)
- 公的サービスで全て対応することは不可能であり、また、適切ではない

○ 善意の支え合いの限界

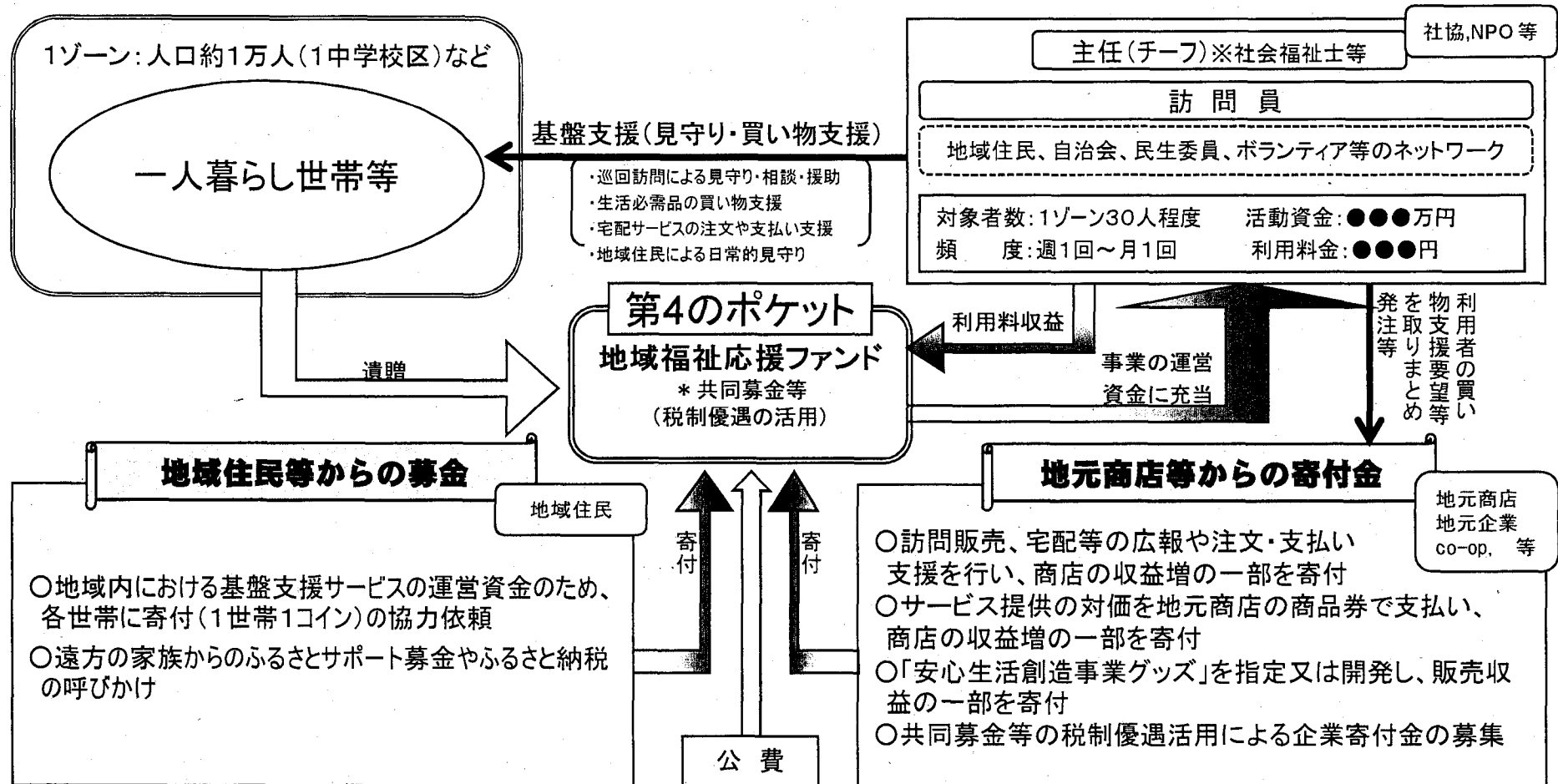
- ・地域住民相互の見守り・生活支援は極めて大切であるが、善意の支え合いには継続性・安定性に課題がある
- 善意のもれにより発生する事件をも未然に防止することが、安心生活を継続できる地域の条件
(例:もともとサロンに顔を出さない人の孤立死、地域と交流しない世帯での虐待、善意の支援者が倒れた時の代替など)

○ 「安心生活創造事業」による対応

安心生活創造事業では、

- ・高齢者や障害者などあらかじめ対象者の線を引かず、基盤支援(見守り・買い物支援)対象者をもれなく把握・支援
- ・従来からある地域の見守りや生活支援とも連携し、例えば善意だけでは対応できない部分を補完する基盤支援体制を構築
- ・善意によらない支援には、一定の金銭的関与も必要であり、地域の自主財源確保も必要となる
- ・すなわち、行政と地域住民やボランティア等が協働する新しい地域福祉社会(新しい公共)を構築
(あわせて、団塊世代等の地域活動への参加促進策にも取り組む)

「ひとり生活応援プラン=ton plan (仮称)」のサービスと財源のイメージ

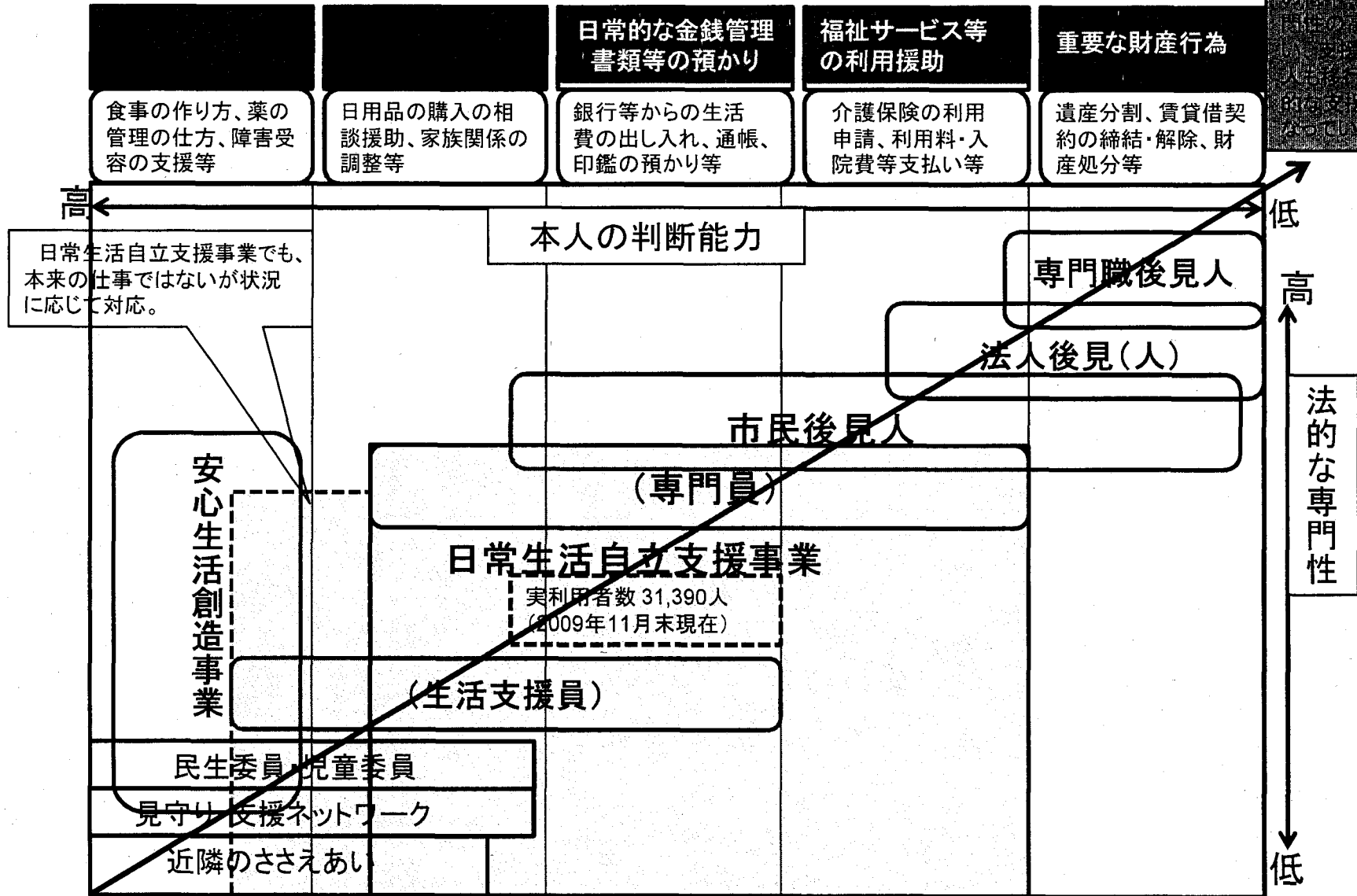


安心生活創造事業・地域福祉推進市町村について

市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組むため、モデル事業の実施やその効果の検証、地域福祉推進ネットワークの形成、意見交換、先駆的取組の情報発信等を行う。

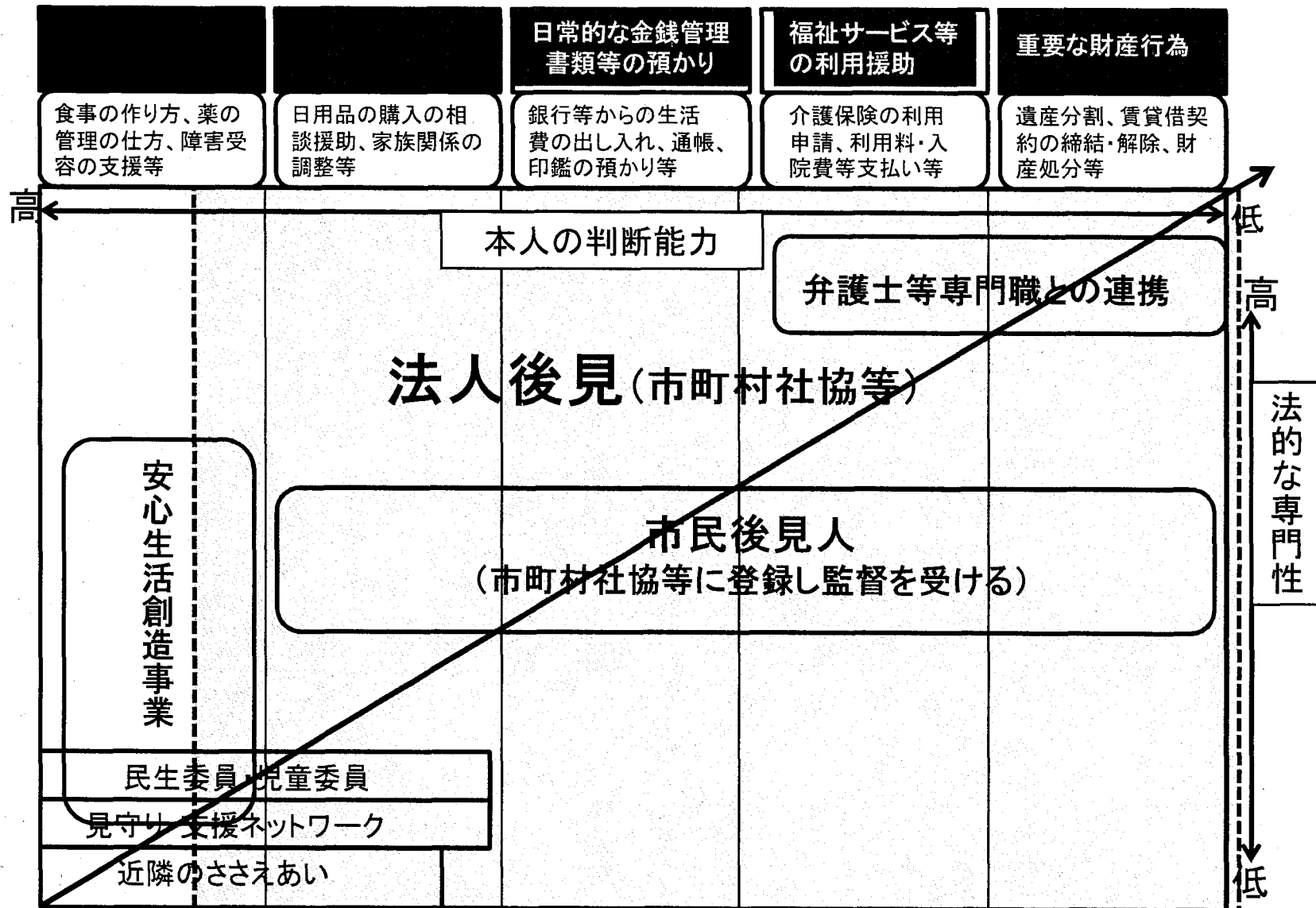
北海道・東北ブロック		関東ブロック		中部ブロック		近畿ブロック		中国・四国ブロック		九州ブロック	
北海道	登別市	茨城県	牛久市	新潟県	新潟市	三重県	伊賀市	島根県	出雲市	福岡県	北九州市
	本別町	栃木県	鹿沼市		三条市		名張市	岡山県	美咲町		飯塚市
	東川町		大田原市	富山県	氷見市	滋賀県	甲賀市	広島県	庄原市		春日市
	福島町	埼玉県	行田市	石川県	宝達志水町	京都府	南丹市	安芸高田市	佐賀県	小城市	
岩手県	西和賀町	千葉県	千葉市	長野県	茅野市	大阪府	豊中市	山口県	周南市	熊本県	合志市
秋田県	大仙市		市原市		駒ヶ根市		阪南市		長門市		人吉市
	湯沢市		鴨川市		軽井沢町	兵庫県	西宮市	徳島県	徳島市	大分県	臼杵市
山形県	酒田市	東京都	品川区	岐阜県	美濃加茂市		尼崎市	香川県	琴平町		中津市
	飯豊町		墨田区	愛知県	高浜市		宝塚市			宮崎県	美郷町
		神奈川県	横浜市			奈良県	芦屋市				
			逗子市				天理市				
		山梨県	小菅村								
小計	9市町	小計	12市区村	小計	9市町	小計	11市	小計	8市町	小計	9市町
										合計	58 市区町村

日常生活自立支援事業、成年後見制度等の援助内容・範囲(現状)



- (課題)・日常生活自立支援事業から成年後見への移行に当たり、対象者との信頼関係の再構築等の支障が生じていること。
- ・弁護士等専門職後見人は、福祉・介護サービス利用契約等の身上監護を行うことが少なく、身上監護のニーズに対応する体制が不十分であること。
 - ・身上監護を担う期待が大きい市民後見人は、財産管理に当たり一定のリスクを伴うこと。
 - ・体制が不十分であるために、対象者の把握も消極的な状況が見られ、ニーズが埋もれている可能性があること。

市町村社会福祉協議会等が行う法人後見についての検討



高齢者、障害者等が、判断能力が不十分であっても、必要な福祉・介護サービスを適切に利用しながら住み慣れた地域で安心して生活できる支援体制を構築するため、市町村社会福祉協議会等が組織として対象者の生涯を通じた支援を行う法人後見について、事例把握等の検討を行っているところ。

社援地発0813第1号
平成22年8月13日

各都道府県民生主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定及び見直し等について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画については、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年4月1日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）及び「市町村地域福祉計画の策定について」（平成19年8月10日社援発第0810001号厚生労働省社会・援護局長通知）により策定及び実施（進捗管理、評価及び見直しを行うことを含む。以下同じ。）が行われているところであるが、平成22年3月末日現在の市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等について調査した結果、約半数の市町村（特別区を含む。以下同じ。）において策定を終えていないなど、策定状況は依然として低調であることが明らかになったところである。

また、今般、全国各地でいわゆる高齢者の所在不明問題が発生し、地域社会のつながりの希薄化が改めて明らかになり、少子高齢化社会における高齢者等の孤立が憂慮されるところである。

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画は、住民参加の地域福祉体制を構築し、高齢者等の孤立の防止にも対応可能な、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資するものと考えている。

貴職におかれては、この趣旨を踏まえ、次のとおり、改めて市町村地域福祉計画の策定及び実施について管内市町村への支援・働きかけの強化をお願いするとともに、都道府県地域福祉支援計画の策定及び実施を適切に行っていただくようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言に当たるものである。

1. 市町村地域福祉計画の策定等について

(1) 市町村地域福祉計画を未策定の市町村について

市町村地域福祉計画については、平成22年3月31日現在で、約51%の市町村が策定を終わっていない状況にあることから、改めて市町村地域福祉計画の策定を終わっていない市町村に対する支援・働きかけの強化をお願いします。

(2) 市町村地域福祉計画を策定済みの市町村について

既に市町村地域福祉計画を策定済みの市町村については、当該計画の内容について、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じるよう支援・働きかけをお願いします。

2. 都道府県地域福祉支援計画の策定等について

(1) 都道府県地域福祉支援計画を未策定の都道府県について

都道府県地域福祉支援計画については、平成22年3月31日現在で、10の都道府県が策定を終わっていない状況にある。

都道府県地域福祉支援計画は管内市町村の市町村地域福祉計画策定及び実施を支援・促進する観点から極めて重要であることから計画の策定を速やかに行うようお願いします。

(2) 都道府県地域福祉支援計画を策定済みの都道府県について

既に都道府県地域福祉支援計画を策定済みの都道府県においては、市町村地域福祉計画と同様に、高齢者等の孤立の防止や所在不明問題を踏まえた対応に当たり有効な計画内容となっているか等について点検し、必要に応じて計画の見直しを行う等の対策を講じられたい。

3. 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等に関する調査について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等については、本年3月に調査を行ったところではあるが、改めて各自治体の対応状況を把握するとともに、優良事例を把握し、今後、国の支援策として情報提供したいと考えている。

については、別紙の調査を行うこととしたので、ご協力をお願いしたい。

貴職におかれては、都道府県地域福祉支援計画について回答していただくと

ともに、管内市町村の市町村地域福祉計画の策定状況等を調査・集計の上、9月3日（金）までにご提出いただくようお願いする。

なお、今回の調査結果等を踏まえて、優良事例として公表する場合には、改めて、詳細な事例の提出をお願いするので、該当した場合にはご協力いただきたい。